務の分配を見直すための基礎を形成するものであること。

以下を主管庁に要請し、

この決議に示されたような、能動業務の新たな要求に応えるための第５条への変更を行う可能性に留意し、国内の政策及び規制を策定する際にはこのことを考慮すること。

以下をITU-Rに要請し、

将来の権限ある会議の作業の基礎として必要とされる可能性のある技術情報を、適切な時期に提供することために、ITU-R勧告の策定と必要な研究を完成させること。

以下を事務総局長に指示する。

この決議に対する関連の国際及び地域機関の注意を喚起すること。

改　決議第741（WRC-12、改）　5010-5030MHzの周波数帯で運用するRNSS（宇宙から地球）による不要発射から4990-5000MHzの周波数帯におけるRASの保護

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　5010-5030MHzの周波数帯で運用するRNSSの宇宙局による不要発射は、4990-5000MHzの周波数帯におけるRASに対して混信を生じさせるおそれがあること。

b)　WRC-2000は、RASを保護するために4990-5000MHzの周波数帯においてpfdの暫定制限値を導入することを決定し、この制限値を再検討する研究を行うようITU-Rに要請したこと。

c)　RASの保護要件はITU-R勧告RA.769及びITU-R勧告RA.1513の規定に示されており、GSOとnon-GSOの衛星システムに関して異なるものであること。

以下に留意し、

a)　ITU-R勧告M.1583の規定は、MSS又はRNSSのnon-GSOシステムによる不要発射が電波天文局に対して生じさせる混信の計算について、epfdの概念に基づいた方法を提示していること。

b)　ITU-R勧告RA.1631の規定は、epfdの概念に基づいたnon-GSOシステムとRASの局との間の両立性の検討に使用するアンテナパターン及び最大アンテナ利得を提示していること。

c)　ITU-R勧告RA.1513の規定は、電波天文観測に容認できるデータ損失レベルを勧告しており、特に、他のシステムによって生ずるデータ損失率は2%未満とすべきことを記述していること。

d)　WRC-03終了後から、5010-5030MHz帯に関する完全な調整又は通告情報が受領され、決議事項４の下で受領する追加情報を考慮して、無線通信規則第5.443B号への適合性の判定を改訂した全てのRNSSシステムを、無線通信局が見直したこと。

以下を決議する。

1　4990-5000MHz帯におけるRASに対して有害な混信を生じさせないために、5010-5030MHz帯で運用するGSOのRNSSの通信網によってこの周波数帯において生ずるpfdは、いずれの電波天文局においても、10MHz帯において-171dB(W/m^2)を超えてはならないこと。

2　4990-5000MHz帯におけるRASに対して有害な混信を生じさせないために、全天にわたり、電波望遠鏡について定められている最小運用仰角θ_{min}[1]よりも大きい仰角の場合に、5010-5030MHz帯で運用するnon-GSOのRNSSシステム内の全ての宇宙局によってこの周波数帯において生ずるepfdは、ITU-R勧告M.1583-1に規定される方法及びITU-R勧告RA.1631の規定に示されているアンテナパターン及び最大アンテナ利得に基づく参照アンテナを使用して、いずれの電波天文局においても、10MHz帯において2%の時間率を超過して-245dB(W/m^2)を超えてはならないこと。

3　決議事項１及び２に規定する制限値は、2000年６月３日よりRNSSシステムに適用すること。

4　5010-5030MHz帯において、必要に応じて完全な調整情報又は通告情報が2000年６月２日より後に無線通信局によって受領されたGSO又はnon-GSOシステムを運用する予定の主管庁は、必要に応じて決議事項１に規定する最大レベルのpfdの値又は決議事項２に規定する最大レベルのepfdの値を無線通信局に送付すること。

[1]　ITU-Rによるθ_{min}の定義の採択及び通告された電波天文台のデータの公表までは、適切な計算において5°の値を想定するものとする。

改　決議第748（WRC-12、改）　5091-5150MHzの周波数帯における航空移動（R）業務及び固定衛星業務（地球から宇宙）間の共用性

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　5091-5150MHzの周波数帯のFSS（地球から宇宙）への分配は、MSSのnon-GSOシステムのフィーダリンクに制限されていること。

b)　5000-5150MHzの周波数帯は、現在、第9.21号に基づき同意を得ることを条件にAMS(R)SとARNSに分配されていること。

c)　WRC-07で5091-5150MHzの周波数帯を、第5.444B号の対象となる一次的基礎でAMSに分配したこと。

d)　ICAOが、5091-5150MHzの周波数帯のAM(R)Sで運用される新しいシステムの技術及び運用の特性を定めている途中であること。

e)　空港面を運航する航空機で使用されるAM(R)SシステムとFSSとの間の共用性が、5091-5150MHzの周波数帯において示されたこと。

f)　ITU-Rの研究によって、AMSアプリケーションによる共用の可能性が検討され、航空遠隔測定及びAM(R)Sからの混信は全体で$\Delta T_s/T_s$の3%以上になるべきでないことが示されたこと。

g)　現在AM(R)Sに分配されている117.975-137MHzの周波数帯は、世界のある地域では、飽和状態に差し掛かっており、空港における追加的な地表での用途を実現するためにこの周波数帯を使用させることはできないこと。

h)　この新しい分配は、航空交通管理において、多量のデータ処理を伴い、安全上重要な航空データを送信するデータリンクも備えることができるアプリケーション及び考え方の導入を可能にするためであること。

以下を認め、

a)　5030-5091MHzの周波数帯においては、第5.444号に基づき、MLSに優先権が与えられ